

島根県防災士養成事業実施要領

1 開催趣旨

地域防災力の向上を図るため、防災士の資格取得ができる防災士養成研修を市町村と連携して実施する。

2 受講対象者

- (1) 地域の防災活動に取り組んでおり、市町村が推薦する者（区分A）
- (2) 市町村の職員であって、市町村が推薦する者（区分B）
- (3) 島根県の職員であって、島根県が推薦する者（区分C）

3 受講申請と受講者の決定

- (1) 市町村は、前記2(1)、(2)に定める区分A、Bの者を推薦する場合は、県が定める期日までに受講申請書(様式1)を県に提出するものとする。ただし、推薦者は1市町村あたり50名未満でなければならない。
- (2) 県は、受講申請書(様式1)の提出を受けたときは、受講者を決定し、市町村にその旨通知するものとする。なお、決定にあたり推薦者が多数の場合、抽選で受講者を決定することとする。
- (3) 上記(2)の後、受講者の変更は原則認めないものとする。

4 費用負担

- (1) 防災士教本代金、資格取得試験料及び防災士認証登録料は、受講者の負担とする。
- (2) 島根県防災士養成研修の開催に係る以下の経費については、県及び市町村がこれを負担する。
 - ①講師謝金・費用弁償
 - ②会場利用料
 - ③事務費（ワークショップ用品・名札等）
 - ④資料印刷にかかる経費（コピー機使用料、紙代）
 - ⑤その他、島根県防災部防災危機管理課長が必要と認める経費
- (3) 県・市町村の負担金額
 - ①県の負担金額
市町村の負担金額を除いた金額とする。
 - ②市町村の負担金額
4. 費用負担(2)の経費を受講者の総数で除した額に、2分の1を乗じた金額か、6千円のいずれか小さい金額に対して、市町村毎の受講者数（区分Cを除く）を乗じた金額とする。ただし、金額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。
- (4) 支払い方法
市町村は、県が指定する期日までに納付書払いするものとする。

5 県が実施する業務

(1) 養成研修の企画・運営

- ①会場選定及び決定
- ②カリキュラムの作成及び決定
- ③受講者の決定及び市町村への資料の送付
- ④研修当日の運営
- ⑤研修に係る費用の執行

(2) 日本防災士機構との調整業務

- ①資格取得試験受験者の受験申請手続き
- ②その他調整等必要なこと

(3) 負担金の精算

市町村負担金の計算、及び請求

6 市町村が実施する業務

(1) 受講者の募集・推薦

(2) 受講者と県の仲介

- ①県が送付する書類等を受講者等へ配布
- ②受講者が提出する書類の確認及び取りまとめ

7 この要領に定めのないことは、県と市町村が協議して決定するものとする。

附則 この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附則 この要領は、令和3年5月24日から施行する。